

社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団
 感染性廃棄物及び非感染性廃棄物処理業務委託仕様書

この仕様書は、名古屋市総合リハビリテーション事業団における感染性廃棄物及び非感染性廃棄物処理の委託に関して次のように定める。

(1) 契約期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

(2) 廃棄物の種類

血液付着した脱脂綿・ガーゼ・包帯、注射針、メス、血液製剤、チューブ、点滴ボトル、点滴ルート、注射器、カテーテル、処置用手袋、ギプス用石膏、ウロガード、ガラス類等。

(3) 履行場所

- ①名古屋市総合リハビリテーションセンター
 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地2
- ②西部リハビリテーション事業所
 名古屋市中村区烏森6丁目298番地

(4) 委託料金の算出

委託料金は、収集・運搬及び中間処理費用を含めた単価契約とする。

(5) 廃棄物区分・数量

履行場所	廃棄区分	種類	排出予定量	規格	収集回数
名古屋市リハビリテーションセンター	感染性	特別管理廃棄物 (注射針等の鋭利なもの)	4,500 ℓ	20 ℓ (ペール容器)	週1回
		特別管理廃棄物 (上記以外のもの)	61,000 ℓ	80 ℓ (ダンボール容器)	週1回
		検査廃液	50 ℓ	10 ℓ (ポリ容器)	週1回
	非感染性	産業廃棄物	50m ³	1m ³ コンテナ (袋)	週1回
西部リハビリテーション事業所	感染性	特別管理廃棄物	100 ℓ	20 ℓ (ペール容器)	適宜

※容器については、すべて収集・運搬業者が用意するものとする。

(5) 作業内容

- 1 感染性廃棄物及び非感染性廃棄物は、都道府県知事（保健所設置市にあつては市長）から処分業の許可を得ている処理施設へ搬入し、処理すること。
- 2 収集場所及びその周辺的环境衛生については、毎収集後清潔な状態に回復すること。
- 3 収集業務により、名古屋市総合リハビリテーション事業団の工作物等を破損した時は、担当職員に連絡するとともに原状に回復すること。
- 4 収集業務について疑義が生じた場合は、その都度協議する。

(6) 支払条件

契約は、最高限度額での契約であり実績払いとする。